

都市公園占用料占用料新旧対照表（令和7年4月改定）

単位(円)

現 行				改 定					
占有物件		単位	占有料	占有物件		単位	占有料		
電柱	第一種電柱	1本につき 1年	1,940円	電柱	第一種電柱	1本につき 1年	1,920円		
	第二種電柱		2,980円		第二種電柱		2,950円		
	第三種電柱		4,020円		第三種電柱		3,980円		
電話柱	第一種電話柱		1,730円	電話柱	第一種電話柱		1,720円		
	第二種電話柱		2,770円		第二種電話柱		2,740円		
	第三種電話柱		3,810円		第三種電話柱		3,770円		
その他の柱類(支線柱)			170円	その他の柱類			170円		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,460円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,430円		
郵便差出箱及び信書便差出箱			1,450円	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,440円		
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	3,460円	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	3,430円		
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	17円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	17円		
地下に設ける電線その他の線類			10円	地下に設ける電線その他の線類			10円		
路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,730円	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,720円		
地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき1年	1,040円	地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき1年	1,030円		
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの		100円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		70円		
					外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100円		
					外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150円		
	外径が0.1メートル以上0.3メートル未満のもの		310円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210円		
					外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310円		
					外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		410円		
	外径が0.3メートル以上のもの		830円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720円		
					外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,030円		
					外径が1メートル以上のもの		2,020円		
通路、鉄道軌道、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられたもの	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	通路、鉄道軌道、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられたもの	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの				Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの				Aに0.001を乗じて得た額			
	上空に設ける通路				3,800円	上空に設ける通路		3,890円	
	地下に設ける通路				2,280円	地下に設ける通路		2,330円	
	その他のもの				3,460円	その他のもの		3,430円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物及び露店		占有面積1平方メートルにつき1日	76円	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物及び露店		占有面積1平方メートルにつき1日	80円		
その他の物件又は工作物		占有面積1平方メートルにつき1月	760円	その他の物件又は工作物		占有面積1平方メートルにつき1月	780円		
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			760円	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			780円		
土石、竹木、瓦その他工事用材料の置場			760円	土石、竹木、瓦その他工事用材料の置場			780円		

備 考

- 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下この項において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下この項において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 占有期間が1月未満のものについての占有料の額は、この表により算定した額に、100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。
- 施行日前から引き続き占有している物件に係る令和7年度以降の各年度の占有料の額については、既占有物件ごとに改正後の条例の規定による当該物件について徴収すべき1年当たりの占有料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占有料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整占有料額」という。)を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず調整占有料額とする。